

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和5年8月8日(火曜日)

定期第433号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	○公告	
○告示		開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)	388
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(総務・税務指導課)	387	開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	388
漁業災害補償法による届出の審査結果(環境農政・水産課)	387	定置漁業の保護区域の設定(海区漁業調整委員会)	388
救急病院等の認定の一部改正(健康医療・医療課)	387	横浜市金沢区地先の漁場使用制限(海区漁業調整委員会)	389
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除(県土整備・砂防課)	387	○入札公告	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	388	特定調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)(会計・調達課)	392
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(4件)(企業・寒川浄水場)	393
		落札者等の公告(総務・総務室)	398
		落札者等の公告(5件)(教育・財務課)	398

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サードシステム、県のホームページ等に掲載します。

告 示

神奈川県告示第384号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和5年8月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社三浦商会 代表取締役 三浦 宏平	横浜市戸塚区戸塚町2,951の5	令和5年4月21日

神奈川県告示第385号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年8月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

区 域	区 分
横須賀市西部区域 (横須賀市大楠漁業協同組合の地区)	大型定置漁業(漁業法(昭和21年法律第267号)第60条第3項に規定する定置漁業をいう。)及び小型定置漁業(同条第5項第2号に規定する第二種共同漁業のうち漁具を定置して営む漁業及び神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)第5条第1項第4号に規定する小型定置網漁業をいう。)

神奈川県告示第386号

救急病院等の認定(平成元年神奈川県告示第580号)の一部を次のように改正する。

令和5年8月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会湘南平塚病院の項を削り、同表に次のように加える。

社会医療法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会湘南平塚病院	平塚市宮松町18の1	令和5年8月21日から令和8年8月23日まで
------------------------------	------------	------------------------

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部四三四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横 濱 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 濱 (〇四 五) 二 一 〇 一 一 一

印刷

横 濱 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社
電 話 横 濱 (〇四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

令和 5 年 8 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片瀬 1 丁目 2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片瀬 1 丁目 2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 8 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片瀬 1 丁目 2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片瀬 1 丁目 2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

公 告

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 8 月 8 日

神奈川県平塚土木事務所長 近 藤 充 志

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市下平間字西676の 1 ほか 2 筆の各一部及び 676 の 2
開発区域の面積	161.39 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	川崎市中原区下小田中 5-9 の 4 302 号
開発許可を受けた者の氏名	大谷 聡
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年 5 月 8 日 神奈川県指令平土第 610007 号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 8 月 8 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷北 2-4, 055 の 5 ほか 20 筆及び 2-4, 063 の 2 ほか 1 筆の各一部
----------------	--

開発区域の面積	2,619.38 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市中央 3-4 の 28
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グリーンハウジング 代表取締役 松下 恒平
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 4 年 7 月 29 日 神奈川県指令厚土東第 610032 号 (令和 5 年 6 月 30 日 神奈川県指令厚土東第 610032 号)

神奈川県漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、定置漁業の保護区域の設定について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 8 日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 保護区域

(1) 区域

ア 片口網

別図において突通しと A、A と B、B と D 及び D と垣網のとめの点をそれぞれ結ぶ 4 直線、垣網並びに三ツ角と突通しを身網に沿って結ぶ線によって囲まれた区域

イ 両口網

別図において B と D、D と E、E と G 及び G と B をそれ

ぞれ結ぶ 4 直線によって囲まれた区域

(2) 点の位置

ア 片口網

- A 三ツ角と突通しを結んだ直線上で、突通しから沖へ400メートル（いわし定置漁業にあつては、300メートル）の点
- B Aから左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点
- C 左右両台の中心を結んだ直線上で、端口側の台の中心から身網と反対側に700メートル（いわし定置漁業にあつては、600メートル）の点
- D 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

イ 両口網

- A 三ツ角と突通しを結んだ直線上で、突通しから沖へ400メートル（いわし定置漁業にあつては、300メートル）の点
- B Aから左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点
- C 左右両台の中心を結んだ直線上で、三ツ角から突通しに向かって左側の台の中心から身網と反対側に350メートル（いわし定置漁業にあつては、300メートル）の点
- D 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

ル（いわし定置漁業にあつては、300メートル）の点

- D 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点
- E 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とFから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点
- F 左右両台の中心を結んだ直線上で、三ツ角から突通しに向かって右側の台の中心から身網と反対側に350メートル（いわし定置漁業にあつては、300メートル）の点
- G Aから左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とFから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

2 保護区域内の行為の制限

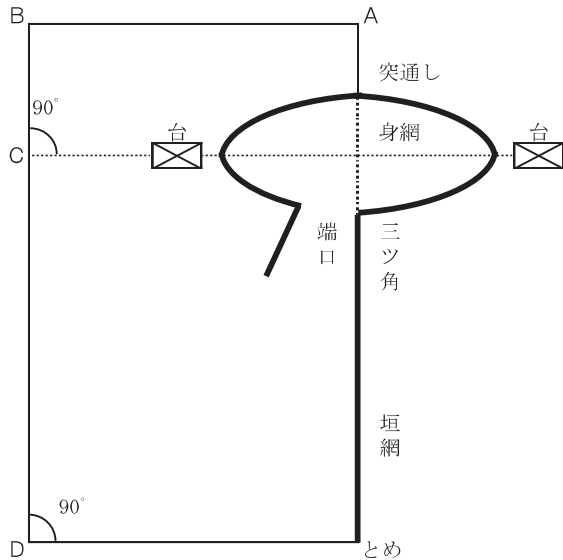
定置漁業の保護区域内においては、当該定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（漁業及び試験研究以外の目的で水産動植物を採捕する行為をいう。）その他の行為を行い、又は当該定置漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、定置漁業の相互関係における隣接する他の保護区域にわたる網の張立については、これらの制限行為に該当しないものとする。

3 指示の有効期間

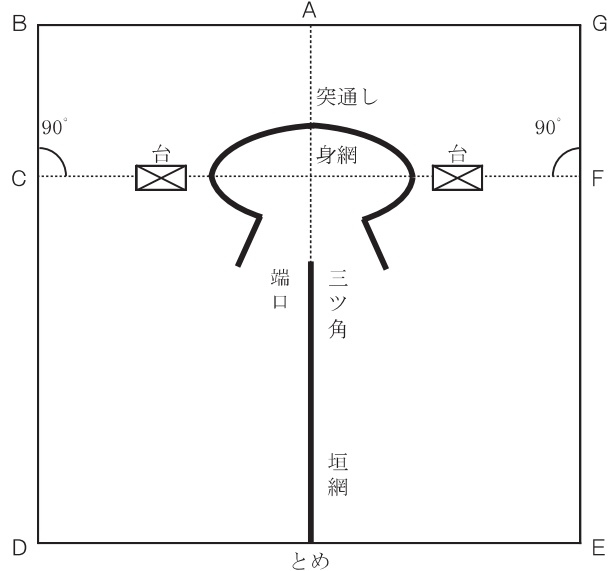
令和 5 年 9 月 1 日から令和10年 8 月31日まで

別図

(片口網)



(両口網)



神奈川県漁業調整委員会指示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 8 日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 漁場の使用に関する制限

次の(1)に掲げる漁場の区域における(2)に掲げる漁業の種類については、(3)に掲げる漁業協同組合及びその組合員以外の者の操業を禁止する。

(1) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに60メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角

H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

点の位置

ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端

イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点

ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点

エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点

オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

(2) 漁業の種類

小型機船底びき網漁業、潜水器漁業及びたこ漁業

(3) 漁業協同組合

横浜市内に住所を有する漁業協同組合

2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

委員会指示区域

